

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和3年12月17日

世 田 谷 区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

「外国人等児童・生徒及び保護者に対する日本語指導等補助委託（単価契約）」

#### (2) 業務内容

##### ①外国人等児童・生徒に対する日本語指導等

- ア 学習習得のための日本語指導（母語による指導）
- イ 日本の生活習慣等を身に付けるための指導補助
- ウ 学校における通訳

##### ②日本語での意思疎通ができない保護者に対する通訳

- ア 学校への通学上必要不可欠である事項を対面又はオンラインで通訳

#### (3) 履行期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日（予定）

本契約は原則として令和7年3月31日まで継続して単年度契約にて随意契約する（予定）。ただし、履行状況や仕様の見直し、本契約に係る法令改正等のため、本契約を継続することが困難または不可能となった場合は、この限りではない。なお、本件契約は令和4年度予算配当を条件とする（令和4年度以降、同様）。

### 2 参加資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 対応可能な言語の種類
- (2) 日本語指導等補助及び通訳派遣業務に係る受託実績等
- (3) 財政状況
- (4) 業務の実施体制（労務管理、緊急時の連絡体制等）
- (5) J S Lカリキュラムに基づく指導案（指導計画等）
- (6) タブレット端末を活用した指導案

- (7) 日本語及び母語のレベルチェックテスト案
- (8) 日本語指導補助員資質(有している資格、実務経験年数、ICTを活用した指導経験等)
- (9) 日本語指導補助員の採用方法・採用基準
- (10) 日本語指導補助員の研修体制
- (11) 経費見積

## 5 手続等

### (1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号  
世田谷区教育委員会事務局教育指導課(第2庁舎3階36番窓口)  
電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041

### (2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和3年12月17日(金)から令和4年1月4日(火)までの土・日曜日、  
祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く午前9時から午後5時までとする。

②場所 (1)に同じ。

③方法 窓口にて希望者に直接無償交付するほか、世田谷区のホームページにも掲載する。

### (3) 参加表明書の配布・受付期間、場所及び方法

①期間 上記(2)①に同じ。

②場所 (1)に同じ。

③方法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。

### (4) 提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和4年2月8日(火)午後5時まで

②提出場所 (1)に同じ。

③提出方法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(同一事業 令和5年度、令和6年度)ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(7) 事業者からの提出物は返却しない。

(8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を選定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。

(10) 詳細は提案条件説明書による。

7 本件担当部課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所教育委員会事務局教育指導課 長倉

電話：03-5432-2706

ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail：[SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp)